

第 263 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 263 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 25 年 5 月 31 日（金） 14:40～17:01

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 航空交通管制機器等保守業務（国土交通省）
- 財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）
- 財務局の普通財産の管理処分等業務（財務省）
- 公認会計士試験の試験実施業務（財務省・金融庁）
- 防衛省・航空自衛隊の事務用品調達業務（防衛省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、尾花副主査、井熊副主査、佐藤専門委員

（国土交通省）

航空局 交通管制部 管制技術課 鏡課長、宮園調査官

（財務省）

理財局 国有財産業務課 糸井課長補佐、福田業務第二係長

（金融庁）

公認会計士・監査審査会 総務試験室 平岡室長、山口室長補佐

（関東財務局）

理財部 理財第 1 課 中村課長、坂口上席調査官

（防衛省）

経理装備局 艦船武器課 内藤需品室長、佐藤専門官

航空幕僚監部 装備部 補給課 吉田補給 1 班長、鈴木補給 1 班員
調達室 山本調達 2 班長

(事務局)

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第263回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の「航空交通管制機器等保守業務」、財務省財務局の「未利用国有地の管理業務」と「普通財産の管理処分等業務」、金融庁と財務省の「公認会計士試験の試験実施業務」、防衛省の「航空自衛隊の事務用品調達業務」の実施状況及び事業の評価について審議いたします。

最初に、「航空交通管制機器等保守業務」の審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、国土交通省航空局交通管制部管制技術課鏡課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いします。

○鏡課長 航空局管制技術課長の鏡でございます。

まず私から、概要を御説明した後、資料に基づきまして、担当から御説明をさせていただきたいと思います。

平成24年度の契約分としては、新千歳と大阪と福岡の3つのブロックを2年間の契約で行った分でございます。幾つかの評価の観点がございましたけれども、確保すべき質の達成状況等については、信頼性については、特に、復旧不可能件数を0件という目標は達成されているところでございます。機器・設備の保全については、破損あるいは損傷を起こさないことという目標にしておりましたけれども、いずれも0件ということで達成しております。業務は、定期保守、緊急保守、特別保守の3つに大きく分けられますけれども、そこで確保すべき保守の水準状況はいずれも適切であったと評価をしているところでございます。

経費面ですけれども、まず落札率については、単年度契約でありました時代には96.13%でございましたけれども、2か年間の契約で実施したところ、96.02で、非常に小さな数字ではございますけれども、0.11ポイントの低下でございます。そういう意味で余り大きな評価はなかなかできないとは思いますが、複数年契約をしたことの若干の効果があるのではないかと認識をしているものでございます。経費面については、23年度と比較した契約額の増減で考えてみますと、経費が増えた部分、新千歳と大阪ブロックだけが若干増えておりますけれども、新千歳ブロックでは、北海道エリアの人件費の単価が上昇したことによるものでございます。大阪ブロックは、巡回する官署、施設数を少し増やしましたので、その巡回要員増による経費増でございます。一方福岡ブロックについては、人件費単価が下落いたしましたので、これについては経費は下がっているということでございます。応札者はいずれも1者でございました。

事業者側からの改善提案については、幾つか積極的な提案がございました。品質管理の向上に寄与するもの、あるいは、保守の方法を改善するような提案がなされてきているところでございます。

監督実施状況あるいはモニタリングについては、保守作業実施前の作業前ミーティングと実施後の結果報告によって、我々国のほうは、毎日・毎回の作業状況を確認しているところでございますし、定期的に作業改善検討会を開催いたしまして、いろいろな問題点の

洗い出しあるいは改善を実施しているところでございます。

トータルといたしまして、私どもとしては、1者応札であったことについては、引き続き新規参入促進のための啓発活動を押し進める必要があると認識しているところでございます。経費の減少したブロックはあったものの、落札率は、先ほどの0.11ポイント低下でありますので、直ちに、これが市場化テストによる効果というのは判断するのはなかなか難しい状況にあるのではないかとということでございまして、引き続き契約年度の拡大、2年のものを3年にすることも今実施しているところでございますので、この市場化テストを続けてまいる必要があるというふうな認識に至っているものでございます。

それでは、資料に基づきまして、詳細を御説明させていただきます。

○宮園調査官 担当の宮園でございます。資料1に基づいて、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、1枚目のⅡの「確保すべき質の達成状況及び評価」ですが、測定指標としては、「機器の不具合による障害を全て復旧させること」となっております。年間を通じて、結果としては0件となっております。

2. の「機器・設備の保全」の測定指標としては、「機器、設備について保守業務の不備による破損及び損傷がないこと」が示されています。それについて、次の2ページ目になりますが、どのブロックも0件ということで達成しております。

3つ目の「各業務において確保すべき水準及び実施状況」は大きく3つありまして、まず1つ目が定期保守です。定期保守については、「指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと」ということで示されています。その実施状況については、(2)の①「定期保守」です。新千歳ブロックについては、ここには総数は書いてないのですが、約5,000件、大阪ブロックについては15,000、福岡ブロックについては11,000件ありました。結果としては、障害の予防保全とか機器の状況の確認を適切に実施しております。②の「緊急保守」は、「障害の発生または発生の恐れがある場合に適切な対応し、早期の改善を行うこと」であります。それも同じく実施状況の②に記載しておりますが、新千歳ブロックについては合計97件、大阪ブロックについては197件、福岡ブロックについては88件ありました。その結果としては、障害や老朽化の外的要因による偶発的故障等に対して、監督官の指示に的確に従い、表に示しているような緊急保守を早期かつ的確に実施しております。3つ目の「特別保守」については、「指定された点検、作業等を実施し、国の業務を適切に支援すること」であります。それについて、③の「特別保守」に表で書いてあるのですが、新千歳ブロックについては302件、大阪ブロックについては656件、福岡ブロックについては97件ありました。これについては、電波法、航空法に基づき個別指定した検査に対するデータの取得等の支援、または、停電を伴う電源設備点検に無線施設の保護のための停止・起動操作の対応等、各施設の運用・維持管理に不可欠な上表に示す件数を特別保守として適切に実施しております。

評価としては、4. になりますが、各業務は、信頼性の確保及び機器・設備の保全の要

求水準を満たしており、航空の安全と円滑な運航が確保されていると評価しております。

3枚目の「Ⅲ. 実施経費の状況及び評価」については、ここに記載されているとおり、括弧の中は1年分に按分したものです。その結果としては、2.にある「市場化テスト導入前後の比較」にありますとおり、23年度の実施経費としては、24年度との階差として、千歳については2,415,000円の増となっております。これについては、人件費の単価上昇となっております。②については、11,550,000円の増となっております。これについては、人件費の単価と集約の部分について増が発生しております。③については、7,350,000円の減。これは人件費の単価の減となっております。落札率については、23年度と24年度を比較しますと、0.11ポイント減となっております。

(2)の「経費節減効果」は、平成24年度契約と平成23年度契約との階差については、新千歳ブロックについては市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇、落札率の上昇により契約額が増となっている。一方大阪ブロックについては、巡回保守官署の増に伴い契約額が増、また、福岡ブロックについては、市場動向の変動に伴う人件費単価の下落と落札率の低下により契約額が減となっている。「市場化テスト導入による経費節減効果」は、今回の市場化テスト導入前後での契約額の変動は、市場動向の変動や巡回保守官署の増に起因するものであり、市場化テストの導入を行わなくても生じ得た変動と考えられる。ただし、落札率については、3契約中2契約で低下しており、平均値をとっても若干の低下が認められた。

以上を総合的に勘案しますと、契約額が減少した契約であったものの市場化テストの導入による経費節減効果を判定することは難しいと思料しております。

(3)の23年と24年の業務の違いというところでは、以下の表のとおりです。競争入札応札者数としては1者となっております。3つ目の「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」としては、いずれのブロックからも、品質管理に関する積極的な取り組みや保守に関する、保守作業マニュアル等の改善の提案がなされて、作業上のミス防止や業務の効率・安全性の向上が図られております。

4.の「評価」ですが、市場化テストの導入に伴い、幅広い参入を促すために競争参加資格に関し専門能力や専門能力研修体制の一部分について大幅な緩和を行ってまいりましたが、本業務の特殊性もあり、新たな応札者の参入はなかった。応札者の新規参入促進については、現在は、航空専門誌へのパブリックコメント実施の掲載や公告前の事前説明等を行っているところではありますが、引き続き周知・啓発活動を推し進める必要があると考えております。また、経費面に関しては、契約額が低下した契約であります。落札率が若干低下傾向にあるものの、市場動向の変動に依存する部分も含まれている等、端的に市場化テスト導入による節減効果を判定するのが難しい状況となっております。一方、民間事業者からの改善提案に関しては、信頼性、施設保全に係るサービスの質を維持するのに必要な提案がなされて、一定の効果があつたと評価できます。

「総括」は、これまで説明しました内容を書いているのですが、応札者数に関しては、

引き続き周知・啓発活動を強化して、新規参入の促進に努める必要性があると考えております。経費節減効果に関しては、今回の実施経費について、端的に節減効果を判定することは困難な状況となっている。

以上により、現時点で市場化テストの導入効果が全体を通してあったかどうかというところの判断としては難しいと考えております。ただ、今後、複数年契約の拡大も視野に入れて、中長期的な視点で見守る必要性があると考えております。

参考に、第三者委員会を地方局で開催したのですが、報告内容と意見を述べさせていただきます。まず東京局の意見としては、現時点では、市場化テストの導入効果が端的にあらわされているかどうか見極めることが難しい。本業務が問題なく実施されていることは評価できる。市場化の効果を見出すためにも、受注機会の減少につながらない程度に、さらに契約年数を増やした上で継続する必要性があるというところです。2つ目の大阪局については、応札者の新規参入促進という観点では、本業務が非常に専門的かつ大きな責任を求められる業務であることを踏まえると、単に手続の簡素化や要件を緩和しただけでは新規参入は難しいと思われ、また、例えば発注金額を現在よりも高く設定し、受注意欲を高める等の実効性のある工夫が必要ではないかと思われる、というところで御意見をいただいております。

簡単ですが、以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料Aに基づきまして、内閣府評価（案）について御説明させていただきます。

まず2ページ目をごらんください。真ん中辺りに「2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価」とございますが、2ページから3ページに記載させていただいておりますとおり、確保されるべき質・水準として設定した項目全てが達成されておりました。したがって、良好な実施状況であると評価できます。

次に、3ページ目の下の（4）の「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」ですが、評価としては、4ページの②にございますように、民間事業者からの提案により、品質管理に関する積極的な取り組みやマニュアル改善等が行われており、業務の効率性や安全性の向上が図られていると評価できます。

次に、その下「3 実施経費についての評価」でございますが、従来経費と契約額の比較が表にまとめてございまして。従来経費としては、平成23年度の経費、平成24年度から25年度の契約額の単年度換算とそれを比較した場合に、まず新千歳に関しては、240万程度の増となっております。大阪ブロックに関しては、1,100万程度の増となっております。福岡ブロックに関しては、マイナスということで700万程度の減となっております。なお、落札率としては96.13%（平成23年度）から96.02%と0.11%低下しております。経費の増減

要因分析については、新千歳ブロックについては、市場動向の変動に伴う人件費単価の上昇、落札率の上昇により契約額が増、大阪ブロックについては、巡回保守官署の増に伴って契約額が増、また、福岡ブロックについては、市場動向の変動に伴う人件費単価の下落、落札率の低下により契約額が減少したと考えられます。

最後に、「評価のまとめ」ですが、今回の3ブロック全ての入札において1者応札となっておりまして、競争性の確保が必要であると考えられます。したがって、5ページの(2)の「今後の方針」ですが、良好なサービスの質が達成されていることから、次期事業においても、引き続き民間競争入札を実施することが必要と考えられますが、競争性確保の観点から、参入が見込まれる民間事業者に対して、入札説明会やヒアリングを行って積極的に情報開示し、現行事業者以外も積極的に参入すべき事業であること等を十分に周知するとともに、以下の方策について検証する必要があると考えられるところでございます。まず1点目としては、国庫債務負担行為を活用し、新規事業者が事業実施のための十分な準備期間を確保できるように、入札手続を前倒しで行うこと。2点目としては、公務員OBが在職時に取得していた技能証明をもって、専門能力の証明が行われているのではないかという疑念を払拭して透明性を高めるために、業務に必要な専門能力の証明については、入札参加資格として民間事業者に委ねるのではなく、技術評価項目として国が評価すること。最後に3点目として、当面はイコールフットイングに向けて、ノウハウを持つ国がある程度サポートしながら事業者を育てていく取り組みを行うこと。以上、3点でございます。

説明は以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見をお願いいたします。

○尾花副主査 教えていただきたいのですが、5ページの「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」という記載がありまして、業務の安全性の向上が図られたという記載ですが、これは従来官が実施していたサービスよりも、現状、民間が実施することによってよりよいサービスが提供されていると理解していいのでしょうか。

○鏡課長 そういうことよりも、改善提案として、品質管理の件については、チェックリストをつくる。これは当たり前のことかもしれませんが、チェックリストを活用する。あとは、危険なリスクがいろいろなところに存在するわけですから、その危険予知能力を高めるためのいろいろな訓練を行う、といったような提案が出てきております。

あとは、実際の保守作業そのものについても、その測定項目の順番をより適切に入れ替えたりして、点検時間の短縮を図ってはどうかといったような提案があったということでございます。結果的に、安定的に運用されていることは、先ほど御説明したとおりでございます。安全が高まったということでは必ずしもないのかもしれませんが。

○尾花副主査 質問した理由としては、6ページの第三者委員会での公共サービスの実施

状況についての御意見が、余り効果が出ているかどうかがわかりませんというような記載だったもので、質問させていただいたのは、その価格面ではそんなに効果がなかったとしても、現状のサービスがよりすばらしくできているのであれば、まさにそれは公共サービス基本法の目指す一つのねらいは達成できているのかなと思ったもので。

○小林主査 公共サービス改革法の意図は、競争環境を高めて、コストと質について、競争の中でノウハウを生かしていくというところにあるので、そういう解釈はちょっとミスリードします。

○尾花副主査 なるほど。そうすると、公サ法を適用すること自体というよりも、私が申し上げたかったのは、このように民間に任せて手続を踏むことにより、多少サービスの質も向上しているという効果があると。それについては積極的に評価して、もっと公共サービス基本法に基づく手続を進めていくのがいいのではないか。

○小林主査 そういうことなのですけれども、この案件については、1者応札がなかなか解消されないという問題がありまして。ですから、こういったサービスを担う事業者を市場にもっと広く求めて競争を確保する必要がある。それが公サ法を適用して、この民間競争入札を推進していく上で非常に重要なことであるということで、ポイントとしては、競争環境の整備、つまり、複数者応札が行われるようにどうしたらいいかということが非常に大きな論点である。

○尾花副主査 わかりました。

ちょっと聞きたかったのは、こういう手続を踏むことによっても多少の効果が上がっているんで、まさに、もっと競争環境を高めることによってさらに上がるような形があるので、ぜひ前向きに進めていただきたいという意味で申し上げました。

○小林主査 問題はそのちょっと先ですね。

○井熊副主査 実施状況についての御説明の中でも、今回の表現に関してはやや違和感を感じるところがありまして。市場化テスト導入による経費削減効果を判定することが難しいという文面がありますが、そもそも市場化テストでやっている方向は、競争が成り立つことによって効果を発揮するものであって、その手続そのものに効果があるということでは決してないのではないかと。ですから、その効果を発揮し得る環境を整備させられなかったという解釈が一番正しいのではないかと思います。

もう一つは、これは私のあくまでも個人的な推察ですが、落札率等を見ても、応札者は応札以前の段階から競争がないのではないかとということを考えて入札しているように、私は推察いたします。ですから、総合評価云々をそもそも評価し得る段階にあるのかどうかというのが現段階に対する適切な考え方ではないかと思います。

○鏡課長 私どもとしましては、契約面の問題、価格とか落札率を比較するとこのようになりますということを申し上げているのであります。相変わらず1者応札であることはおっしゃるとおりであります。ただし、その1者応札を、受注機会をふやすという意味では、従来からいろいろな取り組みをやってきたところでございます。それを踏まえた上で、結

果的には1者応札であったと。その1者応札者が札を入れた結果が、数値としてはこうでしたということを申し上げているということでありまして。委員の先生がおっしゃるように、まだまだ我々も引き続きその競争環境を拡大するような努力は、やり尽くした感も若干なきにしもあらずですけれども、引き続きいろいろな啓蒙とか、あるいはその説明会を開催する等は続けていかなければいけないと思っております。

○小林主査 今、井熊委員がおっしゃったことは本当にそのとおりで、いかに、内閣府の評価（案）に書かれている3点というものも踏まえながら、参入しやすい環境をつくっていく。今参入されていないところの障壁がどこにあるのかという、いろいろ人員を確保しなければならないとか、手配の期間に余裕を持たせるでありますとか、そういういろいろな工夫をすれば、今までの事業者さんだけでなく、御省が参入可能性のある事業者が市場にはこのぐらいいるとおっしゃっていたと思いますので、そういったところに参加する、手を挙げていただく方をふやしていく努力を引き続きしていただきたいと思っております。

○佐藤専門委員 これは、評価（案）の一番最後のところに、「イコールフットイングに向けて、ノウハウを持つ国がある程度サポートしながら事業者を育てていく」という表現があるのですが、実は個人的には以前、国交省の御発注のPFI案件で、航空保安大学のPFI事業の国土交通省側のアドバイザーをやらせていただいたことがありまして。そのときもPFIにおける競争環境の整備のために、あの案件でボトルネックは何であったかということ、要するに、航空管制機器は極めて特殊で、メーカーの数が物すごく限られている。いろいろなものを総合的に調達するということに、機器の種類によっては、日本に2社しかいませんというようなところもあり、では、複数のコンソーシアムの中に同一企業が入ることを認めるかなんていうことまで研究したぐらいで、そのときに国交省の航空局の方がおっしゃっていたのは、ここで言うところのノウハウを持つ国がある程度サポートしながら事業者を育てるというのは、業務を細かく切り刻んで、同じ業務に対して複数の業者が入ってこられるように、あんまり業務の範囲を広げてしまうことは、逆に、競争環境を阻害するというような、ある種その案件の検討をしたときには物すごいもったもな事だったので、ここでの1ページ目の受託事業者のセントラルリーシングシステムという会社の名前とか、ここに並んでいる3者の名前を見ると、例えば1者目などはリース会社が入ってきたということなのではないでしょうか。つまり、そこら辺の航空保安大学のPFI事業とこの航空管制機器に関する市場化テストの事業者、担い手の少なさの根っこは一緒なんですか。

○鏡課長 まず、機器がなかなか特殊であることは全くおっしゃるとおりでありまして。A社の機器は、B社の技術者であってもなかなか保守できないのは現実問題としてございます。そういう意味でコンソーシアムを組んでとか、あるいは、それをさらに細分化してというのももちろん考えられないことではありませんが、一方では、できるだけまとめるようにというニーズもありますし、逆に言うと、競争機会を増やすためにはできるだけ細分化するというニーズもあって、そのバランスをとって今我々はやらせていただいている

ところでありますけれども、いずれにしても機器は非常に限られた市場のものでしかないということでもあります。

それをどのように保守するかということについては、定められた資格を保持した人が最低限の教科書程度の学習だけで済むようなことで我々の特殊なものの保守ができるであろうということで緩和してきたつもりであります。ただ、その人を集めてこなればいけないということであるので、そういう意欲が、我々は航空無線施設を設置する工事会社とかメーカーとかにもいろいろと幅広く従来からその意図を聞いてきたところでありますし、特に去年などは、11月末に入札公告直前ではありましたけれども、その業務説明会なども実施したところでありますけれども、結果的にはこういう1者であったことは事実であります。どうしてそうなのかということを変更してアンケートなどをしてみますと、この必要な要員数を確保しなければいけない、そのための体制をとらなければいけない。それがなかなか十分な単価で積算できないものですから、大阪航空局の第三者委員会では、もうちょっと経費を上げればいいのかという御意見もあるようでありますけれども、それはなかなか難しいということがありまして、経費面でもなかなか難しいというようなことで、なかなか参入は難しいというところです。メーカーについては、Aのメーカーの機器は、Bのメーカーの技術者では保守できないということでもあります。

ちなみにセントラルリーシングという会社はリース会社ではなくて、千歳空港のターミナルビルのいろいろな施設の保守メンテナンスをやっている会社がそういう意欲を持って参加をさせていただいているということでもあります。

○佐藤専門委員 今の鏡課長のお話を伺って、発注者側の肩を持つというか、御同情申し上げるほど僭越な立場ではないのですけれども、要は、マニュアルを読んだだけで機器のメンテナンスをやっていただくみたいな話は、取り扱っている部分は人の命に関することなので、安全という面で物すごく怖い面もあって、例えば医者が自分の腹を切って外科の手術をやるのに、医学書を読みながら手術していたら、そんな医者の手術を受けたくないよという、それはちょっと極端な話ですけども、それと似たところがこの業務の中にはあって、そういう業務の性質上、競争環境がなかなか整わない。既存業者の1者入札が続くことに関して開き直っていいとも思わないのですけれども、ただ、評価（案）のところに書いていただいた、ノウハウを持つ国がある程度サポートしながら事業者を育てるというのがどれくらいの具体性を持って、どれくらいのスパンのことで考えているのかということについては、何か対策としては具体的にありますでしょうか。

○鏡課長 そういう意味では入札参加の制度というか、そういったものも本当に何度も機会を捉えて説明をしていくということが必要だと思います。それで、その中で、こういうことが起きるかどうかわかりませんが、例えば、見てみたいと、実際に、どういう機器がどのように設置されて運用されているのかを見てみたいというようなニーズが具体的に出てくるのであれば、もちろんそれは実際に現場に御案内して、それを御説明することも含めてやっていきたいとは思っておりますが、そこまでまだ声が出てきてないという状況で

あります。

○井熊副主査 先ほど、この機器のメンテはつくったところにはかできないという神話はいろいろな分野で言われてきて、必ずしもそうではないということも幾つかの分野で証明されてきているわけです。ですので、その辺は技術の専門の人を入れて、緻密に一個一個の機器についてアウトソーシングの仕方を分析した上で、事業の構造そのものを少し検討されたらよろしいのかなと思います。

○小林主査 何かコメントがありますか。

○鏡課長 先ほども申し上げましたけれども、今年（来年度）もまたあるわけですので、こういった業務の説明会などは従来よりも頻繁に行っていきたいと考えております。

○小林主査 お願いいたします。今の井熊委員の御意見も踏まえて、クローズドだったところを市場に出しているわけなので、その辺の努力をしていただきたいと思います。

○鏡課長 はい。

○小林主査 それでは、時間となりましたので、「航空管制機器等保守業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○小林主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（国土交通省退室、財務省入室）

○小林主査 それでは続いて、財務省財務局の「未利用国有地の管理等業務」と「普通財産の管理処分等業務」の審議を始めたいと思います。

2つの事業の実施状況について、財務省理財局国有財産業務課糸井課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。2つ含めて御説明は15分程度でお願いいたします。

○糸井課長補佐 財務省理財局国有財産業務課の糸井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

実施状況の御説明をさせていただきます前に、資料として、「国有財産の分類」という紙と「国有財産の現在額」といった2枚紙をお手元に御準備させていただいておるかと思っております。こちらを使いまして、国有財産の概要と今回の民間競争入札実施事業との関係につきまして、少し御説明をさせていただきますと思います。

まず、「国有財産の分類」についてでございます。国有財産の管理及び処分を規定しております国有財産法では、国有財産を行政財産と普通財産に分類してございます。行政財産につきましては、庁舎などの公用財産や道路・河川などの公共用財産などがございまして、各省各庁の長がこれを管理することとされております。

行政財産以外の財産を普通財産と呼んでございまして、庁舎などの跡地ですとか、あるいは物納された土地などがございまして、普通財産は、原則として財務大臣が管理すること

とされております。普通財産には、未利用国有地と使用者・権利者のある国有地がございます。未利用国有地につきましては、基本的に一般競争入札により売却を行っております。一般競争入札に必要な物件の調査に関する業務、草刈りなど物件の整備に関する業務などを、民間競争入札により実施しているところでございます。また、使用者・権利者のある国有地につきましても、そういった方々に対する売り払いや貸付などを行っております。対象となる財産の評価ですとか、契約書作成に関する業務などを民間競争入札により実施しているところでございます。このように2つの事業につきまして民間競争入札を導入いたしまして、平成23年4月から平成26年3月までの3年契約を行っているところでございます。

続きまして、「国有財産の現在額」につきましては、御参考として御覧いただければと思いますが、平成22年度末時点の国有財産の現在額が約101兆円でございます。国有財産のうち、土地につきましては総額で17.9兆円、そのうち普通財産は5.1兆円でございます。普通財産のうち、民間競争入札の事業の対象となります財産につきましては、未利用国有地の4,000億円のほか、貸付財産の2兆円のうち約5,000億円などがございます。

それでは、資料に沿いまして、「財務局の未利用国有地の管理等業務」「財務局の普通財産の管理処分等業務」の順に、平成23年度、24年度の実施状況につきまして御説明させていただきます。

はじめに、資料2「財務局の未利用国有地の管理等業務」でございます。1ページ、3の「実施箇所」ですけれども、未利用国有地の管理等業務につきましては、関東財務局において管轄する区域を2つに分けて、首都圏地区と北関東及び信越地区で実施しております。

4の「実施事業者決定の経緯」でございます。入札参加者につきましては、首都圏地区1者、北関東及び信越地区1者でありまして、全者とも競争参加資格を満たしており、総合評価落札方式による入札を実施いたしました。実施事業者は、両地区ともに、株式会社オオバほか4者によるグループであります。

続きまして、2ページ、5の「提供されるべきサービスの水準」でございます。本事業の実施に当たりましては、公共サービスの質を確保するために、業務ごとに定めました処理期間内にその処理を完了するものとして、達成目標を100%といたしました。また、各種情報等の適正な管理や、物件調書の作成や地下埋設物調査等の各種調査業務につきましては、未利用国有地の売却に当たり重要な情報となりますことから、適確な調査を行い、国の検査職員による検査に合格することにつきまして、実施事業者に対する要求水準として設定したところでございます。

続きまして、3ページ、6の「評価方法」でございます。本事業につきましては、毎年度の業務量が異なりますことから、民間競争入札導入前後の経費を比較することが困難でありまして、サービスの質の確保及び競争性の確保に着眼したところでございます。

7の「実績」でございます。まず、サービスの質の確保でございます。事業の処理期間

内の処理率でございますが、資料の「別添② 公共サービスの質の確保状況」を御覧いただきたいと思っております。全ての測定項目におきまして目標を達成しておりますことから、公共サービスの質は十分に確保されたものと考えているところでございます。このほか、各種情報等の適正な管理につきましても、情報漏えい事案は発生していないこと、適確な調査につきましても、国の職員の検査に合格しておりまして、適確な調査が実施されたものと考えているところでございます。

続きまして、4ページの(4)の実施事業者の創意工夫の発揮についてでございます。不法投棄物の撤去業務に併せて、警告文を設置して、不法投棄の未然防止の観点からコスト削減を図る提案ですとか、あるいは、木柵設置業務で使用する丸太杭に防腐処理を施しまして、資材の長寿命化の観点からコスト削減を図る提案。それから、民間取引における重要事項説明書に代わる物件調書の作成業務につきましても、各種調査の段階において、実施事業者の調査能力ですとか、あるいは情報収集能力など、民間のノウハウを生かして調査結果の質の向上に努めるなど、実施事業者の提案を積極的に採り入れまして、公共サービスの質の向上に努めたところでございます。

次に、(5)「競争性の確保」でございます。首都圏地区、北関東及び信越地区ともに、1者応札といった結果でございました。資料が前後いたしますけれども、「別添① 入札状況総括表」を御覧いただきたいと思っております。左から5列目に「説明会等」という欄がございますけれども、こちらを御覧いただきますと、入札説明会には17者が参加してございました。今回、1者応札となりました要因を分析するために、入札に参加しなかった理由につきまして、説明会参加者へヒアリングを実施しております。主な要因といたしましては、競争参加資格要件を満たすためのグループ構成に当たりまして、事業者が集まらなかったこと、あるいは事業者の体制整備に時間を要したといった内容が太宗を占めておりまして、事業者側といたしますれば、競争に参加するためのグループ構成準備を進めていたのですけれども、結果として断念せざるを得なかったというような状況でありまして、事業者の参加意欲は見られたと考えているところでございます。また、民間競争入札導入前後におきましても、入札参加条件等の大幅な見直しは行っておりませんので、競争性を阻害する要因は存在しないと考えているところでございます。

なお、本事業につきましては、毎年度の業務量が異なり、民間競争入札導入前後の経費を単純に比較することができないのですが、業務ごとの単価につきましてその比較をいたしました。「参考資料 契約単価比較表」がございます。こちらの一番右側に、導入前後比ということで、単価の数字が入っておりますけれども、こちらを御覧いただきますと、首都圏地区、北関東及び信越地区ともに、総じて低い単価となっておりますことから、経費削減につながっているのではないかと考えているところでございます。

本文に戻らせていただきまして、5ページ「平成26年度以降の事業継続」についてでございます。関東財務局につきましては、引き続き法の枠組みの中で事業を実施したいと考えておりますが、競争性を確保するための方策といたしまして、公共サービスの質の確保

を前提とした入札参加資格要件等の緩和について検討してまいりたいと考えております。また、公共サービス改革基本方針の閣議決定にもございますとおり、対象範囲等の拡大措置につきましては、関東財務局の実績を踏まえ、全国の財務局へ導入の拡大を検討しております。競争性を確保するためには、実施事業者の採算性も考慮する必要があると考えておりますことから、各財務局の業務量、管轄区域を踏まえまして、実情に即した包括化可能な業務、地域とすることを検討してまいりたいと考えております。

「財務局の未利用国有地の管理等業務」の事業の内容については、以上でございます。

それでは引き続きまして、資料3「財務局の普通財産の管理処分等業務」についてでございます。

1 ページ、3の「実施箇所及び実施事業者」でございます。本事業は全ての財務局で実施してございます。入札参加者の状況は、資料の「別添 入札状況総括表」というちょっと細かな表にはなりますけれども、つけさせていただいてございます。この表のとおり、全者とも競争参加資格を満たしており、いずれも総合評価落札方式によって入札を実施いたしました。実施箇所及び実施事業者につきましては、資料の「別添① 実施箇所及び実施事業者一覧」がありますけれども、こちらのとおりとなっておりまして、実施箇所数は53か所、実施事業者数につきましては、同一の事業者を1者として数えますと、40事業者となっております。なお、入札を実施しました54か所のうち1か所だけ今回不落札となったのですけれども、九州財務局鹿児島財務事務所名瀬出張所につきましては、加計呂麻島、請島、与路島を除いた奄美大島の地域を担当している出張所ですけれども、これにつきましては、民間競争入札の結果、不落札となりまして、実施事業者がおりませんでしたので、国が自ら業務を実施いたしました。実施件数につきましては、平成23年度が10件、平成24年度が26件というふうに僅少な数字となっているところでございます。

本文に戻りまして、2ページの4の「提供されるべきサービスの水準」でございます。本事業の実施に当たりましては、公共サービスの質を確保するため、まず業務ごとに処理期間を指定いたしました。そのうち、旧里道・水路の売払い業務につきましては、申請書を受理してから契約通知文書を送付するまでの期間を30日以内としておりますけれども、その数値目標を92.5%以上と設定いたしました。このほか、各種情報等の適正な管理につきましても、実施事業者に対する要求水準として設定しているところでございます。

続きまして、3ページ、5の「評価方法等」でございます。本事業は、先に御説明いたしました「財務局の未利用国有地の管理等業務」と同様、毎年度の業務量が異なりまして、民間競争入札導入前後の経費を比較することが困難でありますことから、こちらにつきましても、サービスの質の確保及び競争性の確保に着眼いたしました。

4 ページ、6の「実績」でございます。まず、サービスの質の確保でございます。事業の処理期間内の処理率につきましては、資料の「別添② 事業実施結果等について」を御覧いただければと思います。実施箇所ごとに、業務ごとの発注件数と処理件数がございます。そのうち売払い業務につきましては、数値目標の処理率も記載してございます。売

払い業務につきましては、多くの実施箇所、数値目標の92.5%以上を達成しておりますが、一部で目標に満たなかった実施箇所がございます。この要因は、例えば農地法の所有権移転に伴う許可を得ることに時間を要したなどの個別的な事情、あるいは申請関係書類の不備等によって申請の相手方へ書類の補正を求めて時間を要したというような事情などがございます。これらの事情につきましては、実施事業者の責によらないやむを得ない事情と考えておまして、こういった事情によるものを除いた場合には、提供されるべき公共サービスの質は十分に確保されたと考えているところでございます。売払い以外の他の業務につきましても、国が求めます処理期間内に実施されておまして、公共サービスの水準は確保されたものと考えております。このほか、各種情報等の適正な管理につきましても、契約条項に基づく監督、検査、こういったものを実施いたしましたところ、全ての実施事業者において遵守されていたというところでございます。また、実施事業者の創意工夫の発揮につきましては、実施事業者からの提案を積極的に採り入れまして、公共サービスの質の向上に努めました。具体的には、現地調査の効率性を高めるために、事前に書面による情報収集を行ったこと、それから、アンケート調査の実施ですとか、申請相手方との対応は面談を原則とすることなどがございました。

続きまして、5ページ、(4)の「競争性の確保」についてでございます。資料の「別添 入札状況総括表」にございますとおり、全ての入札の実施対象地域で応札がございましたことから、入札参加資格等の条件は適正なものであったと考えているところでございます。しかしながら、複数者応札の地域が全部で17か所と約3割にとどまっております。また、年度ごとに発注数量が異なりますことから、単純な比較ではできませんけれども、資料の「別添④ 落札率推移表」を御覧いただきたいと思っております。こちらを見ますと、1者応札地域に比べて、複数者応札地域の平均落札率のほうが低くなっているというような状況が見られるところでございます。こういったことから、複数者応札の地域を増やすことによって競争性の確保あるいは経費削減、こういったものに寄与するものではないかと考えているところでございます。

最後に、本文の6ページでございます。「平成26年度以降の事業継続」についてですけれども、本事業につきましては、平成26年度以降につきましても、全ての財務局を対象に引き続き法の枠組みの中で事業を実施していきたいと考えているところでございますが、公共サービスの質ですとか、あるいは競争性を確保するための方策につきましては、今後も検討してまいりたいと考えております。具体的には、まず、公共サービスの質の確保の観点ですけれども、売払い業務の目標値に対しまして、実施事業者の責によらない事情が現在カウントされておまして、きちんとした処理率が出てこないというような状況になっております。こういったことから、質の確保状況を適切に把握できるような目標値の設定方法の見直しについて検討してまいりたいと考えております。また、競争性の確保の観点ですけれども、複数者応札の地域につきましては、業務量の多い地域に集中している傾向が見られます。複数者応札地域を増加させるためには、実施事業者の採算性を考慮しま

して、業務量を増やすことが考えられるわけですが、普通財産の管理処分業務とい
いますのは、相手方からの申請によって業務量が決まってくるという、そういった事情も
ございまして、国が自ら業務量を増やすことが非常に難しい業務でございます。このため、
現在の実施事業者を見てみますと、全部で53の地域にはなっておりますけれども、実施事
業者で見ますと、40事業者が53地域を受託しているというような状況になってございま
す。地域によっては、隣接している地域もあるものですから、地域で同一事業者が実施して
いるような、そういった現状を踏まえまして、入札地域の統合を行って業務量の増加をして
いくことなどにつきましても、今後検討してまいりたいと考えているところでございま
す。

「財務局の未利用国有地の管理等業務」「財務局の普通財産の管理処分等業務」の実施
状況に関する説明は、以上でございます。長時間ありがとうございました。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明を
お願いいたします。

○事務局 それでは、評価（案）について御説明させていただきます。

まずは、「財務局の未利用国有地の管理等業務」の評価（案）について、資料Bに基づ
きまして御説明させていただきます。

「事業概要等」については、既に御説明がありましたので、省略させていただきます。

2 ページを御覧ください。まず、本業務の受託事業者決定の経緯でございますが、首都
圏地区、北関東及び信越地区においては、各1者の応札があった状況でございます。

次、「評価等」については、こちらの業務については毎年度の業務量が異なることから、
従来経費と実施経費を比較することが技術的に困難であるため、サービスの質の確保と競
争性の確保の観点から評価等を行っております。

まず、管理業務の処理期間内の処理率については、全ての事業者において目標を達成し
ており、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

各種情報等の適正な管理等については、情報は外部に漏えいするなどの事案が発生しな
かったことが確認されております。

適確な調査については、物件調書作成業務、地下埋設物調査等、いずれも国の職員によ
る検査に合格しており、適確な調査が実施されたことが確認されております。

民間事業者からの改善提案については、不法投棄物の撤去業務や柵設置業務において、
コスト削減を図る提案や、物件調書の作成においては、民間不動産取引におけるノウハウ
を生かした情報提供内容の質の向上を図るなど、民間事業者の創意工夫が発揮されてお
ります。

入札状況については、各地区とも応札者は1者でございまして、導入前20年度から22年
度の平均2.7者に比べますと、1.7者減少しています。入札参加要件や仕様書等、大幅な改
定は行っていないものの、結果として競争性が低下している状況ではございます。しかし
ながら、各地区の民間競争入札導入前後の契約各単価を比較しますと、導入後の方が総じ

て低い単価で契約されている状況でございます。

「評価のまとめ」としては、サービスの質及び民間事業者からの創意工夫が発揮されており、評価できるものとしております。競争性の確保については、応札者が1.7者減少しており、結果として、競争性は低下している状況ですが、契約各単価を比較しますと、低い単価での契約が実施できているため、民間競争入札導入による一定の効果はあったものと考えております。

「今後の事業」については、引き続き民間競争入札を実施することが適当であり、その際、以下の事項について留意する必要があるとしているところでございます。まずは、競争性を高めるために、入札参加要件や仕様書等の内容について検討をすることが必要である。そして、こちらの業務については、全国の財務局へ拡大を予定していますので、その拡大に当たりましては、管轄地区や業務量が少ないため事業の採算性を考慮する必要があり、各地区の実情に即した検討を行うことが必要であるとしております。

「未利用国有地の管理等業務」についての評価（案）は、以上でございます。

続きまして、「普通財産の管理処分等業務」の評価（案）について、資料Cに基づいて御説明させていただきます。

こちらも業務概要については、省略させていただきます。

「受託事業者決定の経緯」については、全国54か所で入札を実施し、53か所で事業を行っているところでございます。1か所については、入札をした結果、受託する者がいなかったことから、国みずからが業務を実施することを監理委員会に報告した上で実施しております。

「評価等」については、本業務についても、従来経費と実施経費を比較することは困難でありますので、サービスの質の確保及び競争性の確保の観点から評価を行っております。

まず、管理処分等業務の処理期間内の処理率については、多くの事業者が目標を達成しているものの、一部、財産の個別事情によるものや、申請相手方の事情により目標値を下回る事業者が出ている状況ではございます。しかしながら、いずれも事業者の責めに帰すべきものではない、やむを得ない事情であることから、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

また、その他の業務についても、業務報告書の内容等から、確実かつ適切に実施されていたことが確認され、確保されるべき質は達成されていると評価しております。

4ページをごらんください。各種情報等の適正な管理等については、年度ごとに契約条項等に基づく監督、検査を実施しており、全ての事業者において遵守されていることが確認されております。

民間事業者からの改善提案については、業務の効率性を高める改善提案やサービスを向上させるための改善提案として、申請相手方へ事業者独自のアンケートを送付することや、申請相手方への対応は面談にて行うことで、後日のトラブル防止につなげる等、民間事業者の創意工夫が発揮されております。

入札状況については、民間競争入札導入前の1実施箇所当たりの平均応札者数は1.4者であり、導入前の1.3者に比べまして0.1者増加しております。

また、1者応札の状況については、導入前が40か所であったのに対し、導入後は36か所に減少しております。この36か所の中には、導入前には入札不調であったが、導入後は1者応札があった1か所も含まれております。

平均落札率については、導入前と比較して、導入後は上昇している状況でございます。予定発注数量等が毎年異なるため単純な比較はできないものでありますが、複数者応札の地域の落札率が低いことから、競争性を高めることがさらなる経費削減の観点からも必要であると考えています。

「評価のまとめ」については、サービスの質及び民間事業者の創意工夫が発揮されていることは評価できるとしております。競争性の確保については、平均応札者数が0.1者増加したことや、1者応札の箇所は減少したことなどから、平均落札率は上昇しているものの、民間競争入札導入により一定の効果は得られているものと考えております。

「今後の事業」については、引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えております。その際には、事業者の責めによらない事情をカウントしてしまう目標値の設定となっているため、適切に把握できるような目標値の検討を行うこと、また、既存の財産数量の増加が見込めない現状においても、複数者入札による競争性の向上を図るため、入札実施地域の統合による委託財産数量の増加等の検討を行うことが必要であるとしております。

以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただいた事業の実施状況、事業の評価（案）について御質問・御意見をお願いしたいと思いますが、共通する論点もあるかもしれませんが、まずは「未利用国有地の管理等業務」について御質問・御意見をいただければと思います。お願いいたします。

○佐藤専門委員 糸井さんへの御質問ですけれども、市場化テスト導入の前後で、応札者数は市場化テスト導入後は1者応札ということなただけけれども、契約単価が下がりましたという御説明があって、これは導入前後を通じて入札の方式としては総合評価をおやりになったわけですね。

○糸井課長補佐 そうでございます。総合評価落札方式でございます。

○佐藤専門委員 単価が下がっているところから導入の効果があったという御評価は、これはありなのだろうと思うのですが、そうだとすると、単純に考えれば、応札者数が減っているのに単価が下がっているという、一種競争環境は減退してしまったのに、実際の差額で見たら、単価は下がっていますという結果が得られているので、これは総合評価落札方式のたてつけ上、何か工夫されたのですか。

○糸井課長補佐 今回、予定価格を設定する際に、予算を効率的に執行していくという、

そういった観点から、過去の契約の状況を踏まえまして、それを予定価格に反映させていくと、こういうようなこともやっております。それによって今回落札率というところでは上がってしまったかもしれないのですけれども、競争の中で何か工夫しているとかということについては、22年度の実施のときと23年度の実施のときと大幅に何か改善をしたとか、そういったことは特段やっておりません。

○佐藤専門委員 なぜこれをお聞きするかというと、つまり、単価で入札をやる案件については、落札率はある意味契約金額の予定価格に対する落札金額の割合を出しているだけなので、単価発注がなじむ業務については、単価が下がっていれば、価格の点では競争力が働いたというふうに評価すればよくて、総枠を云々する必要もないように思うので、市場化テストの案件の中には1者入札が続いてしまっているものが結構あったりして、単価入札になじまない案件についてはどうしようもないのですけれども、ただ、その単価を示させたことによって何か結果的に価格面での下げる効果があったということであれば、ぜひとも、その原因を知りたくて、それがほかの1者入札の案件にも使えないかどうかというヒントがないのかなと思って、ちょっとお聞きしたのです。

○糸井課長補佐 今回、契約については、単価をそれぞれの業務ごとに入札をするのですけれども、当然のことながら、入札をするときには、その年度で発注する予定数量を公表します。その公表した数量に対してその単価が入ってきまして、数量×単価の掛け合わせたものがそれぞれの業務に対する金額の総額ということで出てきます。それを最終的に全部合計したものがその年度内に契約で支出ができる金額ということで、最終的に合計額幾らというような、そういう契約をしているわけです。

これは、今回市場化テストを導入させていただいたことによりまして、3か年の国庫債務負担行為ということで、向こう3年間の発注予定数量を公表いたしまして、それに対して入札をしていただいたということなのですけれども、そこで単価が下がる理由というところと言うとするならば、今まで単年度で契約していたものが、今回、市場化テストを導入することによりまして、3年間継続して落札した事業者さんがその業務を実施できると。そうすると、毎年度、単年度で契約をしていくというふうになりますと、契約をした後の設備投資の関係とか、そういうようなところの価格とか事業者さん側の経費面とかを加味した内容で入札をしてくるのではないかと。一方、市場化テストを導入させていただいた向こう3年間という契約の内容であれば、初年度にそういったものが全部できてしまえば、2年目、3年目はその状況で継続して事業をやっているところでは、今回、3か年での国庫債務負担行為での契約をさせていただいておりますけれども、そういった部分で単価が下がったのではないかとというような考え方はあるかと思います。

○佐藤専門委員 乱暴な総括になるかもしれませんが、市場化テストの導入による効果という言い方をもうちょっとかみ砕くと、複数年発注をしたことによる効果ということと理解してよろしいですか。

○糸井課長補佐 そういう考え方もあるのではないかとこのふうには思います。

○小林主査 市場化テストで競争性を図るためには、単年度契約は事業者にとってもリスクが大きいのでなかなか入ってこない。だから、市場化テストの中に組み込んでいるのですね。複数年度でできる限り図るようにするという事なので、それはこの公サ法の中に組み込まれていると考えてよろしいのではないですか。

○佐藤専門委員 わかりました。

ちなみに、今3年ですか。

○糸井課長補佐 そうでございます。

○佐藤専門委員 これは法令上は、複数年発注の上限はありますか。

○後藤参事官 10年です。

○佐藤専門委員 10年までですね。10年発注してしまうと、今度は業者が固定されてしまって、次の公募をやったときに競争環境が整わないという問題もあり、どこら辺が適切な年数なのかは、業務によっても違うのかなと思います。

○糸井課長補佐 そうですね。あとは、発注する業務の数量自体も、例えば10年ということで契約をしようとする、向こう10年間でどのくらいの業務量が発生するのかというところが、毎年毎年恒常的に発生するものではなく、普通財産を一般競争入札で売却していくことになりまして、未利用国有地といいますのは、例えば相続税物納で引き受ける財産とか、あるいは、従前は庁舎とか宿舎だったものが用途廃止されまして、それが普通財産として財務省に来たものとか、そういったものを処分していくわけですが、そういったものが毎年度毎年度どのくらい発生するものかというのが、長期的になってしまうと、確認するのがなかなか難しいというところもあろうかと思えます。

○小林主査 時間の関係もありまして、3のほうの「財務局の普通財産の管理処分等業務」も含めて御質問・御意見をいただければと思います。

○井熊副主査 これ、2つあるうちで、割と共通するようなこともあるのですが、今後の方針みたいなことで、普通財産の管理処分業務のほうは、割ときっぱり地域の統合とか具体的に書いてあるのですが、未利用国有地の管理業務のほうは、今後の事業の方針のところは、先ほど、ヒアリングもやられて、構成員のところには課題があったというような具体的なことがあるにもかかわらず、書いていることはとても曖昧でよくわからないなという感じがするので、これはちゃんと具体的な継続のこうしたほうがいいのではないかということを経験したほうがいいのかと思います。

それから、一般論として、複数年化したりとか、それから、業務範囲をふやしていくと、だんだんあそこにはもう勝てないやというような雰囲気が出てきて、寡占化する傾向にはあるというものなので、そういうものは随時マーケットの状況を見て、業務範囲を変えたり、統合したりということを機敏にやっていくことが大切かなと思います。

以上です。

○尾花副主査 井熊委員とちょっと重なるのですが、未利用国有地の管理業務の総括のところ、
「入札参加条件、仕様書等の要件において、事業者の参加を阻害する要因は認め

られない」と断定されているところに、1者応札なのにちょっと違和感がございまして。恐らく業者を巡る応札できる人が年度ごとにおいてとか次第に変わってくるかと思うので、もう少し工夫をしていただけたらいいなと思います。

以上です。

○小林主査 先ほど、ヒアリング等、結構説明していらしたので、そのときに共同事業体を組み立てるのになかなか余裕がなかったみたいなきっかけがあったんじゃないですか。だから、その辺について課題がちょっとあったということがあると思うのです。

○糸井課長補佐 そうですね。

○小林主査 この点については阻害する要因は認められない。

○糸井課長補佐 そもそも市場化テストを導入する際に、入札の参加要件とかそういったものを狭めたというふうには考えていないというところで、阻害する要因はないと言い切っているところはあるのですけれども、結果として、1者応札となつてございますので、競争性を高めていくことは必要だと考えております。ですから、今後、また、平成26年度以降の市場化テストの導入に向けて、特に未利用国有地については対象地域を拡大していくという検討も併せてしていくこととなりますので、そういったところも含めて競争性を高める方策について検討してまいりたいと考えております。

○小林主査 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかはよろしいでしょうか。

事務局に、Cのほうの3ページ目、脱字があります。3ページのIIの「評価等」の2.の(1)の第3パラグラフの「しかし、」で始まる所、「責めに」ですね。その次のパラグラフの「貸付財産に」ですね。脱字があるので、そこだけ訂正してください。

○事務局 ありがとうございます。

○小林主査 それでは、時間となりましたので財務省財務局の「未利用国有地の管理業務」と「普通財産の管理処分等業務」の評価(案)等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございません。

○小林主査 それでは、先ほど出ました意見等も踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

ありがとうございました。

(財務省退室、金融庁・関東財務局担当者入室)

○小林主査 それでは、続きまして、「公認会計士試験の試験実施事業」の審議を始めたいと思ひます。

まずは事業の実施状況について、金融庁公認会計士・監査審査会総務試験室平岡室長よ

り御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○平岡室長 公認会計士監査審査会事務局総務試験室長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日、関東財務局が実施いたします試験実施業務のうち、試験会場確保、願書配付・受付等、それから、短答式試験及び論文式試験の立会等についての実施状況について御報告いたします。内容については、当室の室長補佐の山口から説明をさせていただきます。

○山口室長補佐 山口でございます。よろしくお願いいたします。

本事業の業務委託期間は、平成23年4月1日から平成26年8月31日までの3年5か月間でございます。

「受託事業者決定の経緯」としては、入札参加者（5者）から提出された企画書について、関東財務局に設置した総合評価審査委員会において審査して、技術点を付与し、入札価格については、1者は予定価格を上回ったことから、4者について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点が一番高いものを落札者といたしました。総合評価については、加算方式で、技術評価点を満点65点と入札価格点満点35点の100点満点中、落札者の総合評価点は67.6点でございました。受託事業者は凸版印刷株式会社です。

資料の次のページになりますが、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況ですが、「委託業務」の①「全業務共通」については、特段問題はございませんでした。②「試験会場の確保業務」については達成できておりました。③「願書等の配付・受付業務」については、23年度において、24年度第1回短答式試験において受験番号の付番ミス（174件）について、受験票の書き直しを行い、発送したところ、受験票の一部の項目に記入漏れ（17件）がありました。なお、これらの17件については、試験日前までに正しい受験票との差し替えが行われておりました。24年度第Ⅱ回短答式試験の願書受付業務については、特段ミスは認められませんでした。④「マニュアルに基づいた試験会場の運営」ですが、24年度の25年度第Ⅰ回短答式試験において、試験時間中、答案用紙の配付誤りを行いまして、答案回収時にそのミスに気づき、直ちに審査会に連絡して、審査会の指示に従いまして、当該受験者については特段の不利益を生じさせることはございませんでした。今後は、答案用紙の配付手順をマニュアルに具体的に明記し、試験官に注意を促すほか、受験者自身にも答案用紙が過不足なく配付されているかの確認を求めて、再発防止を図ることとしております。

続きまして、3ページの上から3つ目の「不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処」についてですが、23年度においては、不正行為は認められませんでした。なお、24年第Ⅰ回短答式試験において、不正行為防止に努める過程で、特定の受験者（2名）について、本来使用可能な電卓であったにもかかわらず、試験監督上、誤って使用を認めなかったという事例が発生しました。その隣の24年度でございますが、これについては、業者には問題なかったのですが、不正行為の発生が1件あったと。それについては、不正行為に対しては、当日の試験終了後に、不正行為者や試験官等に事情聴取を行

うなど、公認会計士・監査審査会と連携することにより、適切に対応されておりました。
その他については、特段問題なく達成できておりました。

次に、資料の4ページの7.の「民間事業者から提案による改善実施事項」については、まず願書受付時において、受領した封筒、願書及び添付書類にそれぞれバーコードシールを貼付することとした結果、書類の所在が明確になり、受験票の発送漏れや書類紛失を防止する等の効果があったと認められました。

もう一つが、試験室で試験の立会を行う試験官及び試験会場の本部人員に対する研修について、従来、集合研修を行っておりますが、それに加えて、インターネット上で研修を行う「e-ラーニング」を実施したところ、動画の使用により試験当日の試験監督業務の流れをわかりやすく解説するとともに、試験内容の修得状況をチェックするための「確認テスト」機能も付与されているなど、試験官業務の理解を深めるツールとして効果があったと認められます。

続きまして、8.の「実施経費の状況及び評価」でございます。従来の経費が民間競争入札実施前の経費を記載しております。そして、その右に民間競争入札実施後の経費として23年度、24年度の経費を計上しております。若干補足して説明させていただきますと、民間競争入札の実施に伴いまして、職員の人員が減っておりますので、実施経費の比較に当たりましては、民間事業者実施経費と人件費及び人件費以外の経費についても計上しております。参考までに、その下に「試験実施に係る関東財務局人員」について記載しております。

なお、下の注記事項にありますように、23年度以降の人件費については、民間競争入札導入前の実績をもとに各年度の人員を踏まえて算出しております。

平成20年度においては、短答式試験が従来の2日間から1日間に短縮されたことなどから、経費が19年度に比べて減少しております。

平成22年試験から短答式試験が年1回から2回に増加しておりまして、平成21年度以降の経費は平成20年度以前に比べて増加しております。

平成23年8月までは関東財務局、同年9月以降は民間事業者が実施しております。これに伴い関東財務局の人員が減少しましたが、民間事業者への指導体制強化のため、24年7月以降若干増加しております。

民間競争入札実施後、関東財務局は、現在、民間事業者の指導や公認会計士・監査審査会との連絡・調整等の事務が引き続き残っております。

この表の説明に当たりまして、会計年度と試験年度の違いがございますので、添付資料として、「委員限り」ということで、A3横長の「市場化テスト実施スケジュール」という表を御参照いただければと思います。表の見方としては、太い線で囲まれた部分が契約期間でございます。左端の真ん中に【契約期間】と書かれておりますが、民間事業者は、24年試験実施から平成27年試験第I回短答式試験会場選定業務までとなっております。その左下にありますとおり、関東財務局は23年試験まで実施することになっておりまして、

23年8月の論文式試験までが関東財務局の実施分でございます。したがって、先ほどの表に戻りますと、24年度の財務局経費の人件費以外については、23年第Ⅱ回短答式試験と23年論文式試験の立会経費、試験会場費等が含まれております。それ以降は民間事業者が実施いたしましたので、24年度については大幅に減額となっております。実施後の53,000円の内訳については、民間事業者実施状況の監督や当審査会との打合せに要する旅費等となっております。民間事業者の実施に伴いまして、23年度の財務局人員が、常勤職員については3.5人から0.4人に、非常勤職員については1.3人から0に減少しましたが、民間事業者への指導体制強化のため、24年7月以降若干増加しております。

(2)の「評価」ですが、民間競争入札実施の効果を評価するに当たり、平成21年度以前は短答式試験が年1回であったことや、民間競争入札が導入された平成23年度から民間競争入札契約終期である平成26年8月までのコスト、及び同期間（平成23年度～平成26年8月）において民間競争入札契約を行わなかった場合のコストを試算して比較した結果、下記の表③のとおり、民間競争入札実施によりあくまでも推計ですが、▲26,997千円の削減効果が認められることから、効率的に業務が実施されたと評価できるのではないかと考えております。

続きまして、9.の「平成26年以降の民間競争入札の実施方針」について、今評価したとおり、関東財務局における民間競争入札については、上記「6.確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況」から「8.実施経費の状況及び評価」にありますとおり、関東財務局における民間競争入札については、必要な公共サービスの質を確保しつつ経費の削減が達成できたと認められると考えております。よって、平成26年以降も関東財務局において、引き続き民間競争入札を継続することとしたいと考えています。それに伴って契約期間は26年4月～29年8月を考えております。

その次に、「民間競争入札の対象地域の拡大」についての検討ですが、検討するに当たりまして、関東財務局に加え、①受験者数が関東財務局に次いで多い近畿財務局でも実施した場合、②近畿・東海・福岡財務（支）局を含めて実施、③沖縄総合事務局（内閣府所管）を除く全国10財務局で実施した場合の3パターンが想定されると考えております。この各パターンについて、複数の事業者から徴求した見積りをもとに、民間競争入札を実施した場合と実施しない場合のコスト比較を行った結果、①～③のいずれのケースも、民間競争入札を実施した場合はコストの増加が見込まれており、公共サービス改革法の目的（公共サービスの質の維持向上及び経費の削減）にそぐわないものと考えられます。この試算をした表が、同じくA4の横長で、「入札対象箇所の拡大に関するコスト推計」で算定させていただきました。

また、関東財務局における民間競争入札の実績は、現時点で平成24年試験（短答・論文）及び平成25年第Ⅱ回短答式試験にとどまっておりまして、その運営状況等については、引き続き見極めが必要であることから、民間競争入札の対象地域の拡大は行わないこととしたいと考えております。

なお、参考までに、全国の受験者数の割合ですが、約6割が関東が占めております。近畿が約2割、東海・福岡の合計でも約1割を占めております。近畿・東海・福岡の受験者数を合計しても、関東の半分以下となっております。

最後に、「評価のまとめ」ですが、民間競争入札により民間事業者に委託した関東財務局の試験実施事業については、上記のとおり確保すべきサービスの質の確保等がおおむね達成できたところであるほか、民間事業者の改善提案により事業の進捗管理や試験官研修等について各種の創意工夫がなされているなど、評価できるものとなっております。

以上を踏まえ、平成26年度以降についても引き続き関東財務局における民間競争入札を継続することとし、関東財務局及び公認会計士・監査審査会と民間事業者との間でより緊密な連携を図りつつ、公平かつ公正な試験の実施に努めることとしたいと考えております。

なお、次期事業におきましては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を継続することとしたいと考えております。

簡単ではございましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

○小林主査 ありがとうございました。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 資料Dをごらんいただきたいと思っております。

事業の概要等については、先ほど御説明がございましたとおり、関東財務局が所管する東京都での試験についての業務でございます。

2ページ目をおめくりいただきまして、「受託事業者決定の経緯」ですが、入札参加者（5者）から提出された企画書について、いずれも基準を満たしており、開札した結果、予定価格の範囲内でありました4者の総合評価を行ったところ、凸版印刷が受託事業者となったということでございます。

公認会計士・監査審査会から御提出のありました平成23年度、24年度の実施状況の報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、事業の評価を行うものでございます。

「対象公共サービスの実施内容に関する評価」ですが、「確保されるべきサービスの質」として設定されました7点について、先ほど御説明ございましたとおり、民間事業者の責めに帰すべき事由により重度な不備に該当したものは特になく、減額されるようなものはなかったというようなこともございまして、確保すべきサービスの質は達成できたものという形で評価をいたしてございます。

4ページ目にまいりまして、「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」については、バーコードシールの貼付による進捗管理、また、「eラーニング」による研修がございまして、改善提案による改善実施事項もなされているということで評価をいたしてございます。

実施経費についての評価ですが、先ほど御説明ございましたとおり、従来経費について

は、特殊要因があったというようなこともございまして、現在実施されている試験と同様実施された平成23年4月から8月までの関東財務局実績額を踏まえた推計値、人件費について、民間競争入札実施前の平成21年度実績額をもととして、契約期間満了時までのトータルコストを推計して削減額を出しております。この従来経費及び実施経費の差でありませぬ削減額の推計値ですが、26,997千円となっております、削減率は8.2%ということで出されております。実施経費についても削減額が見込まれるということで評価をしてございます。

まとめでございます。確保されるべきサービスの質として設定された事項については、おおむね達成されていると評価できる。また、バーコードによる進捗管理、eラーニングの活用など、本事業を確実に遂行するため受託事業者の創意工夫が発揮されているといたしました。

実施経費としては、民間競争入札を実施しなかった場合に比べ、26,997千円（8.2%）の削減効果が認められるということで、効果的に業務が実施されると評価できるといたしております。

本事業の対象範囲の拡大等については、複数の民間事業者から提出された見積りをもとに、3つのパターンについて経費の比較が行われ、いずれも経費が増額となることが見込まれていること。また、受験者の分布についても分析が行われており、関東が全体の約6割を占めており、その他地域はいずれも関東の半数にも及ばないことが明らかとなっている点、また、この事業については、短答式試験3回と論文式試験1回の実施にとどまっているような状況、このようなことを踏まえまして、運営状況については見極めが必要であるというようなことがあることから、対象の拡大は行わないという結論が導かれておりますが、現時点では、内閣府としては妥当な判断であるということで評価をしてございます。しかしながら、今後も引き続き対象範囲等の拡大について検討されたいという案としてございます。

今後の事業ですが、新プロセスへ移行した上で、引き続き関東財務局における事業を実施することが適当であると考えられるといたしております。

説明は以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施状況、事業の評価（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○尾花副主査 1点教えていただきたいのですが、「入札対象箇所の拡大に関するコスト推計」の表について、①②③の受験者数でいくと、関東・近畿で8割、関東・近畿・東海・福岡で9割、恐らく全国10局で多分10割近く行くのではないかと思うのですが、それに対する民間事業者経費がなだらかな上昇に比べて、財務局実施経費が、例えば受験者数が8割から9割にふえると2倍近くにふえる。例えば10局になると、今度は4倍近くになると。何か受験者数の上昇に伴う財務局実施経費の上昇の割合がちょっとわからなかったの、

どうしてこんなふうに財務局実施経費がふえてしまうのでしょうか。人数がふえると、その分、量の効果で減るのではないかというのが一般的な推測かなと思うので、なぜこういうふうに大幅にふえていくのかを教えてください。

○山口室長補佐 御質問のあった件ですが、主に経費で一番かかっているのが会場借り上げ、あと、試験の立会官については、各財務局で主に派遣社員を使っております。それに対する人件費、この辺のウエートがかなり高くなっております。ですので、そこら辺については、大体受験者数20名当たり1名の立会人を配置してございますので、そこについては受験者数に大体比例しているというところがあります。

○小林主査 受験者数の大きさとかという規模がいろいろになるということで、固定費的な要素が多いということでしょうか。

受験者の数に比例して増加するコストというよりも、固定的に一定程度かかるコストが多いという意味でしょうか。

○山口室長補佐 このコストの中で一番含まれているのが、これは財務局の人件費が含まれています。これが固定として考えられます。大体0.5～1.1人の幅で各財務局いるのですが、これの人件費が1人当たり830万ちょっとかかっておりますので、その人件費が固定となっております。

○井熊副主査 先ほどの監視員とか、対象者の増加にリニアについてくる経費もあるということで、それでもってこういう大きな財務局の経費の増加があるとすれば、財務局のほうの人員配置の非効率性がここに反映されているのではないかなとか思ったりしてしまうわけです。

そうした場合は、こういう民間に何か委託したりするということは、当然、行政側の業務の内容も変わるわけですから、こういうコスト推計をする場合には、そういう行政側の体制の改革というか、そういうものを見込んだ上でコスト算定するのが正しいのではないかと思います。

○平岡室長 今のお話ですけれども、今のコスト推計に関しては、おっしゃるとおり財務局の人件費を見込んでおります。ただ、関東を除く他の財務局についても、いろいろな人が複数それぞれ少しずつ少しずつやっております、それを足し上げたところで、多いところで1年間に1.1人、少ないところでは0.7人あるいは0.5人と、年間の試験実施に携わる各財務局人員については、相当程度既に減らしております、残存する業務を勘案いたしましても、この程度の人員は必要であるという前提でもって推計のほうはさせていただいているところでございます。

○小林主査 先ほどの施設の借り上げというのが、場所が多くなれば、一定程度のものを借り上げなければいけないので、それが固定費的な要素になるということはないのですか。

○平岡室長 それはございます。当然、各会場で借り上げをいたしますので、その借り上げ料は財務局側が負担することになりますので、その分の経費はかかっております。

○小林主査 今、井熊委員、尾花委員から御質問があったとおり、この財務局実施経費の

中身が、コストの構造が明らかではないので、コストの中身が見えなくて、それが、井熊委員が御指摘になったとおり、官の側の体制が、事業の実施体制が変わったことによって、それに適合するように合理的に変化してないのではないかというようなことも考えられてしまうので、これは説明資料としては、もう少ししていただいたほうがいいと思います。

○平岡室長 今申し上げました入札対象箇所を拡大した場合のコストという表がございまして、③の全国10局で247,192千円が財務局実施経費として書いてございますけれども、この内訳と申しますのは、人件費以外の財務局経費は2,849千円です。財務局人件費については244,343千円と見込んでいるところでございます。

他方で、入札対象箇所を拡大しなかった場合のコスト推計の（B）のところですが、（B）の651,404千円は財務局実施経費としてございますけれども、こちらの内訳としては、財務局経費のほうが人件費以外の部分で330,569千円、他方で人件費については320,835千円となっているところでございます。

○井熊副主査 本編の資料の実施経費の数字がありますね。民間競争入札後の民間事業者の実施経費があります。4ページ。この辺はこの数字とどういう関係。これは実際にかかった経費ですね。

○平岡室長 4ページの経費については、実際にかかった経費でございます。

○井熊副主査 これとこれの数字はどういう関係にあるのかな。桁も違うし、民間事業者実施経費というのがあって、関東・近畿と書いてあるのは1桁ぐらい違う数字が入っていますね。

○小林主査 3年間ですね。

○山口室長補佐 そうですね。「入札対象箇所の拡大に関するコスト推計」については、これは、26年4月～29年8月までの3年5か月の合計になっております。

○井熊副主査 でも、10倍ぐらいですね。民間事業者の実施経費が。これは近畿が加わっているということがありますが、10倍ぐらいの数字になっていますね。ちょっと見方が違うのかな。

○小林主査 今の論点は、多分、実施状況について6ページの9.の(2)の「民間競争入札の対象地域の拡大」で、この3パターンが想定されるけれども、コスト比較を行った場合に、①②③いずれも、民間競争入札を実施した場合は、コストの増加が見込まれると。だから、そぐわないものと考えられるという記載ぶりのところに、本当にそうなのかという疑問だと思うのですね。だから、拡大を行わないことにしたいと書いてあるのですけれども、国民的には本当にその拡大をしないほうが合理的なのかということについての説明が今のここの場でやりとりをした中では、よくわからないという感じだと思うのですね。だから、「拡大を行わないこととしたい」というところの言い切りを、もうちょっと検討する必要があるとか、何かそういうふうにしていただいたほうが、説明責任としてはいいかなと思うのですが、いかがですか。いろいろ推計なさって、根拠の数値があるのだと思うのですけれども、その根拠の数値が、「行わないこととしたい」ということの根拠として

十分に説明能力があるのかというか、その辺がちょっとこちらの側ではよくわからない。

○平岡室長　そういう意味では、この一枚紙ですけれども、入札対象箇所を拡大するに当たって、入札対象箇所を拡大したらどれぐらいのコストがかかるのか民間事業者に推計をしていただきまして、その数字を取りまとめたのがこの民間事業者実施経費になっております。これに対して、入札対象箇所を拡大したことに伴って、財務局側の経費・人件費がどうなるかというのを私どものほうで推計したのが、この247,192千円という数字でございます。それを足し合わせたところ、この918,528千円という数字が導き出されています。

○小林主査　それはわかっています。民間事業者のほうはいいのですよ。3社の見積りを平均したのであるから。財務局の実施経費の推計のところ、これが説明能力というか、そういう定義なのかというところにちょっと疑問がありますねということです。

○平岡室長　入札対象箇所の拡大を実施しなかったコストの651,404千円という数字ですが、これについては、会場借り上げ料とか、そういったさまざまな人件費以外の数字を集計いたしまして、これの推計が330,569千円をはじき出したところでございます。330,569千円程度の経費はかかるであろうと。他方で人件費についてはどうかということを実績ベースをもとに推計をいたしましたところ、320,835千円がかかるであろうということで、それをトータルすると651,404千円という係数になりました。

○小林主査　御説明はわかるのですが、先ほど、もし、入札対象箇所を拡大した場合のコストの財務局実施経費のほうは、人件費が2億4,400万余りでしたね。そうすると、今、拡大しなかった場合のコストというところでは、3億2,000万余りですね。

結局、このコストの推計を根拠にして対象箇所拡大を行わないことにしたいという意向の表明はちょっと乱暴ではないかということです。

○井熊副主査　もっと率直に言うと、間違っているのではないかなと思っているのです。内容はこれだけではよくわかりません。

あと、もう一つは、民間のほうの数字も、今の23年とか24年は競争の結果の数値ですね。これは見積りですね。

○平岡室長　はい。

○井熊副主査　見積りと競争の結果の数値は次元が違う数値なので、これで比較するのはちょっと無理がありますね。民間事業者はお役所から入札をやる場合、普通、何割か載せて答えてきますから。ですから、そこは何かほかの事例で見積りをやった後の入札でどれくらい下がっているかとかそういうことも踏まえてコスト比較しないとおかしいとか、今の公共側の体制は本当に正しいのだろうかとか、そういうようなことがこの比較からではわからないのだと思います。

○小林主査　6ページの(2)の第2パラグラフの「各パターンについて、」「コスト比較を行った」ところから、最後の「こととしたい」というところまでの書きぶりが、これは例えば、拡大については今後慎重に検討する必要があるとか、何かそういった書きぶりをしていただいたほうがよろしいと思います。

○平岡室長 あくまで推計ですので、慎重に検討するという言い方がよろしいという気はします。

○小林主査 そういうふうに書いていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

評価（案）に書いてあるとおり、今後、検討の余地があるということです、その辺は拡大を行わないこととしたいという書きぶりではなくて、拡大については慎重に検討をする必要があるとかというふうに書いていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○平岡室長 はい。

○小林主査 それを事務局と調整していただけますか。

○事務局 わかりました。調整させていただきます。

○小林主査 それでは、時間となりましたので、「公認会計士試験の試験実施業務」の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

今のところの調整をちょっとお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。その調整をした上で、委員にフィードバックしていただいて、それで、審議を踏まえて監理委員会へ報告することにしていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

○事務局 承知いたしました。

○小林主査 ありがとうございます。

（金融庁・関東財務局退室、防衛省担当者入室）

○小林主査 続きまして、「防衛省・航空自衛隊の事務用品調達業務」の審議を始めたいと思います。

まずは事業の実施状況について、防衛省経理装備局艦船武器課需品室内藤室長より御説明をお願いしたいと思います。ちょっと時間が押しております、大変恐縮ですが、なるべく簡潔をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○内藤室長 防衛省艦船武器課需品室長の内藤と申します。よろしく申し上げます。

本件は、平成22年7月の公共サービス改革基本方針において対象事業として選定されたものであり、23年度より事業開始しているものになります。また、25年度においても引き続き事業を行うこととなっています。本日の審議においては、24年度事業の実施状況について審議していただきたいと思います。

24年度の事業については、当初6月から運用開始を予定していましたが、入札が不調になり、再入札を行った結果、24年10月からの運用を開始しています。約半年間の運用であります、実施状況に係る評価について、確保されるべき業務の質の達成状況の観点から、実務実施者に対するアンケート調査や部隊の巡回調査を行うとともに、経費の削減の観点から、23年度事業等との経費の比較を行い、事業の評価をしています。

なお、今年度の事業については、5月21日入札を実施し、不調となることなく入札は成立しており、7月からの運用を開始する予定になっています。

それでは、24年度事業の詳しい内容については、航空自衛隊の担当から御説明させてい

ただきますので、何卒よろしくお願いたします。

○鈴木班員 航空自衛隊の担当をしております鈴木から御説明をさせていただきます。

まず、この事業の内容ですが、本事業は、航空自衛隊の事務用品をWebカタログ方式（通信販売方式）で調達することによりまして、調達業務の効率化及び経費節減に資することを目的として、空自の基地及び分屯基地のうち硫黄島を除きました72基地を対象に486品目の調達業務を実施いたしました。

契約期間は、24年9月13日から25年3月31日まででございます。

なお、インターネットによる発注については、24年10月10日から開始をいたしております。

受託事業者は、東芝情報機器株式会社でございます。

「受託事業者決定の経緯」ですが、まず1回目、入札参加者2者ございまして、入札前に2者が提案書を提出、2者とも合格と評価いたしました。24年5月に入札を実施いたしました。2者とも予定価格に入らず、不調という形になっております。原因については、「カテゴリーI-2 事務用消耗品（OA関連）の最低入札額と予定価格の乖離によるもの」でございます。これについては、再入札に際して、予定価格及び実施要項の見直しを行うことにより対応いたしました。再入札により受託者が決定するまでの間については、当該期間中に最低限必要な品目に限定いたしまして、別途予算措置を講じまして、基地等において従前の方法による調達を実施し、業務への影響を最小限としたところでございます。

2回目の入札に関しては、1回目と同じく、落札者を含む2者が入札に参加いたしまして、2者とも提案書を提出、合格と評価いたしました。入札日については、24年9月4日。結果は、落札となりまして、もう1社の会社については、予定価格の範囲外ということで、1者は入りまして、落札という形になりました。

続きまして、「確保される業務の質の達成状況及び評価等」でございます。評価する項目としては、「空自が商品を発注しやすいWebカタログの作成」以下、この6点でございます。

評価に当たっての調査方法は、評価項目の調査に当たっては、実務実施者に対するアンケート及び部隊の巡回調査を実施しまして、本事業の実施状況を調査いたしました。

アンケートの対象は、基地等の発注担当官及び受領検査官であります。発注担当官とは、基地等において、当該基地に所在する部隊等の調達請求を取りまとめまして、インターネットで実際に発注をするものであります。あと、受領検査官は、分任支出負担行為担当官の補助者として、物品の受領検査を実施する者でございます。これらにアンケート調査を四半期ごとに実施いたしました。実施結果については、次の表に掲げているとおりでございます。実施期間は、24年度第3四半期及び第4四半期。回収率については、100%ございました。

主な改善意見等ですが、Webカタログに関して、「発注入力画面が1件入力するごとに切

り替わりしまって、入力に時間を要するため、まとめて入力できるようにしてほしい」「基地全体での要求数量入力後に、各隊の内訳を編集できるようにしてほしい」また、商品の配送については、「一括納入してほしい」「同一品目は同一のこん包に入れてほしい」「納品日時については事前連絡をしてほしい」等の具体的な改善意見等がございました。

次に部隊の巡回調査でございます。こちらは、本事業の実施状況を実地に確認するために、航空幕僚監部の担当課長、班長及び担当者が基地を巡回して調査を実施いたしました。実施対象はごらんの計7基地でございます。対象部隊選定の理由は、23年度に実施状況を確認していない分屯基地、小さな基地を中心に各地方から選定をいたしました。実施方法としては、実施状況に関するブリーフィング、文書による資料提出、管理者と作業実施者に対する聞き取りを実施いたしております。

実施結果については、基地等において関係規則を改正、また、業務処理要領の制定等を実施するとともに、担当者に対する操作訓練を実施する等、本事業が円滑に実施されるための取り組みが行われておりまして、結果、適切に事業が遂行されていることを確認いたしました。併せて、次のような改善効果があったことも確認しております。まず、供用官補助者（基地内に所在する部隊の補給業務を担当する者）は、従来、従前の業務を実施する際については、調達請求を行うために、多数のカタログを調査、必要な事務用品を探索いたしまして、複数社の見積りを取得する等の必要がございました。本事業におきましては、その手間を省くことが可能になり、労力の軽減が図られております。また、取りまとめる基地に補給隊という部署がありますが、こちらは各供用官からの調達請求されている参考品目について、また、競争性の向上のために他社の同等品等を追加して契約担当官に調達請求をしておりましたが、本事業によりまして、その手間等を省くことが可能となりました。ただし、取りまとめたものを発注にかかわる業務量については、従前四半期でやっておりましたところ、毎月実施することになりまして、一概に業務量が減ったとは言いきれないというところがございます。ただし、発注回数が増えたということがありますので、取得の適時性が向上したことにより、在庫の縮減、保管場所の省スペース化が図られております。

これらを踏まえて評価ですけれども、アンケート調査においては、全項目において、おおむね90%以上の満足度となっております。意見についても特筆すべきものは見られませんでした。部隊巡回調査の結果、本事業の執行機関である補給本部からの報告においても、一部についてアンケートと同様の改善意見等は確認されましたものの、受託事業者から提供される確保されるべき業務の質については満足できるものであったというふうに評価いたしております。また、供用官の調達請求に伴う業務についても、大幅な効率化が図られたと考えております。

アンケートによって確認されない代金の請求に当たり空自の点検が容易な書類の提出については、受託事業者が支払代金の請求に必要な書類を、空自が求める書式にて分任支出担当官（航空自衛隊第1補給処東京支処）に提出しておりまして、内容にも問題はござい

ませんでした。

以上から、実施要項で求める本事業において確保されるべき業務の質については満足されておりまして、インターネット発注における業務の効率化という所定の目標は達成されたものと考えております。

続きまして、経費に関する評価です。評価要領ですけれども、民間競争入札導入による経済的な効果については、本事業における取得単価と従前の業務における取得単価との比較により評価をいたしております。比較の対象とした単価については、事務用消耗品、OA消耗品については平成22年度、什器については平成20年度にそれぞれ従前の業務実施要領により基地、東京支処において取得した事務用品の単価を用いまして、基地等における取得数量を勘案して加重平均したものをを用いております。また、参考として、平成23年度に実施いたしました本事業取得単価との比較も併せて実施しております。

評価ですが、まず、「従前の業務における経費との比較」です。20年度もありますけれども、従前の業務（平成22年度）における品目ごとの単価の平均を平成24年度に事業の予定数量に換算した金額（258,756千円）と、平成24年度の契約額（201,992千円）から平成22年度に調達できなかった品目を除いた金額（199,522千円）を比較いたしますと、平成24年度については59,233千円の経費削減が図られております。低減率で換算いたしますと、約23%の経費削減が図られておりまして、スケールメリットを生かした経費削減を行うという所定の目標は達成されていると考えております。

「平成23年度本事業との経費の比較」でございます。平成23年度事業における品目ごとの単価の平均を平成24年度事業の予定数量に換算した金額（153,521千円）と平成24年度の契約額（201,992千円）から平成23年度調達できなかった品目を除いた金額（201,513千円）を比較すると、平成23年度のほうが47,992千円下回っております。

しかしながら、平成23年度に契約いたしましたビズネット（株）に平成23年度入札の経緯を確認したところ、入札段階の見積りにおいては、想定の甘さから輸送費を過小計上していたとの証言があること、平成24年度における同者（落札者ではありませんけれども、入札には参加いたしております）の入札額が輸送費の計上により、約19,177千円（予定数量換算の什器部分）となっていたことから、平成23年度の経費が過小であり、平成23年度と24年度の経費を比較することは一概に妥当ではないというふうに結論づけております。

「まとめ」ですけれども、評価の総括として、確保されるべき業務の質の達成状況及び経費に関する評価ともに満足されるものであり、本事業については、業務の効率化及び経費の削減という事業の目的を達成できたものと考えております。

また、調達業務の透明性、競争性、公正性の確保に関しては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に示されたプロセスに基づきまして、情報の公開、パブリックコメント等、部外からの意見聴取及び官民競争入札等監理委員会における審議等の手順を踏むことにより、本事業開始以前と比べて格段に向上できたものと考えております。

なお、従来の実施状況に関する情報の開示における従来の実施に要する経費のうち人件

費については、民間競争入札実施による効果を評価しておりません。

「今後の事業の方針」ですが、本事業は、公共サービス基本方針に基づくものであるので、平成25年度事業についても実施要項に基づいて適切に運営されているだけでなく、平成26年度以降も継続実施する方針であります。ただし、本事業が良好な実施状況であることを踏まえ、平成26年度においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスに移行した上で事業を継続したいと考えております。したがって、今後の事業継続に当たり、円滑な業務の推進のため、平成26年度以降については、事業に当たっては次の点について見直しを検討したいと考えております。

まず1つ目ですが、「発注の空白期間の解消」であります。通年使用する事務用品の調達業務ですが、こちらは単年度契約でありまして、契約後の受託事業者による準備期間等により、年度当初に約2か月の空白期間が生じます。このため、実施要項の作成をはじめとする諸手続については、可能な限り前倒しで実施してまいりましたが、25年度については、予算の成立の遅れに伴いまして、今のところ、7月1日からインターネットによる発注の開始を予定しております。平成26年度については、予算成立状況に柔軟に対応できる準備を行って、年度当初からの入札及び開札を目指したいと考えております。

2つ目「改善意見の反映と競争性の確保」であります。平成24年度に個々のアンケートから得られた改善意見については、利便性から必要性を認めるものの、受注業者の経費増加、競争性確保の観点から、次年度以降の実施要項での対応については見送ることとしております。今後についても、利用者側が求める操作の容易性、効果的な業務を追求するものの、事業者への綿密なヒアリングを実施して、必要性が認められるものについては、改善意見を実施要項に反映していきたいと考えております。

「実施要項における記載内容の適正化」で、従来の実施状況に関する情報の開示については、民間競争入札の対象とならない発注者側の調達業務における人件費等が記載されておりまして、こちらについては削除いたします。

第5として、「入札実施要項に定める官民競争入札等監理委員会に対する報告事項として、事業の実施状況であります。契約額に対して発注額については、ほぼ同額の発注をかけておりまして、執行率としては99.9%となっております。

また、受託事業者に対して行った報告の徴収、立入検査及び指示等については、該当がございませんでした。

以上で、報告を終わります。

○小林主査 ありがとうございます。

当事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より簡潔に説明をお願いいたします。

○事務局 内閣府事務局より御説明申し上げます。時間がないので簡潔にいたします。

まず、事業概要等については、防衛省様より御説明があったとおりということで、1ページ目は飛ばしまして、2ページ目にまいります。

「受託事業者決定の経緯」で、1回目不落ということで、この原因について、予定価格及び実施要項の見直しということで、こちらは官民競争入札等監理委員会で御承認いただいた上で、2回目ということで最終的に決まっております。なお、本件については、総合評価落札方式ではございませんで、単純な金額の比較でございます。

続きまして、「評価」について、こちらの評価の結果については、3ページ目に表でまとめているのが、まずアンケートの結果であります。これと別に、部隊の巡回調査ということで、先ほど説明ありました8か所で実際評価は行われております。

4ページ目にまいりまして、その評価結果ですけれども、まずアンケートの結果であります。ここの(2)のア～カまで6点に分けて整理をさせていただいておりますが、満足度が非常に高いということで、確保されるべきサービスの質は達成されていると考えております。数字を拾っていきますと、項目アについては平均95、イは88、エは99、オが100、カは100であります。あと、ウについては、代金の請求の対応については、こちらは一切問題は起きてないということで、十分質は確保されたと考えております。

(3)「民間事業者からの改善提案による実施事項」について、こちらは4ページの下に書かせていただいております。発注書作成に関する労力の削減が提案されまして、こちらが実行に移された次第でございます。

5ページ目です。実施経費に関しての評価ということで、民間競争入札導入前と比較いたしましたしまして、平成24年度の単価を考慮したものでいきまして、削減率にして22.9%、削減額にして5,900万円強の効果が認められます。

「評価のまとめ」として、「評価の総括」です。本事業の実施に当たって、確保されるべきサービスの質はいずれも達成しているものと考えております。また、業務手順の一部が簡略化されたことから、金額にあらわれない事務の効率化も実現されたと評価をしております。

金額についても、先ほどの繰り返しになりますが、率にして22.9%、金額にして5,900万円強の経費削減が達成されております。

以上の結果をもちまして、本事業は調達業務の効率化及び経費削減に資するという実施要項上の目的を十分達しているものと考えます。

「今後の方針」については、平成23、24と2回やってまいりました。民間競争入札導入により、業務の質の確保、経費の削減等、両方なされていることから、新プロセスに移行した上で事業を実施することが適当であると考えられます。

最後に、防衛省さんでも触れられておりましたが、移行の前提として、事業の関連する経費ということで、発注者側にもともと残る経費が平成24年度実施要項は触れられておりましたが、これは内容としては合わないということでこちらは削除されたいということで御提案を申し上げる次第です。

報告としては、以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施状況、事業の評価（案）について、御意見・御質問をお願いしたいのですが、まず最初にちょっと形式的な、評価（案）の3ページの表ですけれども、6の（2）のところが0%、100%となっているのですが、防衛省さんのほうだと、11%、89%でしたね。

○事務局 手前どもの間違いです。訂正いたします。失礼いたしました。

○小林主査 では、御意見ををお願いします。

○井熊副主査 大変いい結果で、今後の継続ということによろしいのかなと思いました。

ただ、先ほど、契約のブランクの期間があるということで、今後の改善にありましたが、契約期間は、今後も1年でやるのかなというところがまず1つはあります。

もう一つは、アンケートで、商品の配送の納期に関しては若干課題があるという捉え方かなと私は思います。商品の納品が遅れて任務に支障を来したことがあるというのが11%というのは、必ずしも低い数字ではないと思いますけれども、その辺は何か基準を設ける等で改善できるのかなと思います。

○小林主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御指摘のあった契約期間の問題等を今後検討すべき問題だと思いますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局から確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小林主査 それでは、事務局におかれましては、先ほどの点は直していただいて、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようにお願ひしたいと思います。

今後も事業を実施していただきますように、よろしくお願ひします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。ありがとうございます。